

第57回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2023年6月28日（水曜日）午前11時
（受付開始：午前10時）

開催場所

兵庫県伊丹市伊丹二丁目4番1号
A I ・ H A L L （アイホール）
（伊丹市立演劇ホール）

（開始時刻及び開催場所が前回と異なっておりますので、
ご注意ください。
また、ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」
にて会場のご確認をお願い申し上げます。）

議決権行使期限

2023年6月27日（火曜日）
午後5時45分まで

決議事項

第1号議案 監査役1名選任の件

第2号議案 補欠監査役2名選任の件

目次

第57回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	6
事業報告	10
連結計算書類	33
計算書類	36
監査報告書	39

西菱電機株式会社

証券コード 4341

証券コード 4341
(発送日) 2023年6月9日
(電子提供措置開始日) 2023年6月7日

株 主 各 位

兵庫県伊丹市藤ノ木三丁目5番33号
(本社事務所)
大阪市北区堂島二丁目4番27号
西 菱 電 機 株 式 会 社
代表取締役社長 西 井 希 伊

第57回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第57回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本定時株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.seiryodenki.co.jp/ir-information/stock/meeting/>



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show/>



（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「西菱電機」または「コード」に当社証券コード「4341」（半角）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

本定時株主総会はインターネットによるライブ配信を行います。詳細につきましては、同封の「第57回定時株主総会ライブ配信のご案内」にてご確認ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、4頁及び5頁の「議決権行使についてのご案内」に従って、2023年6月27日（火曜日）午後5時45分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月28日（水曜日）午前11時 （受付開始：午前10時）
（開始時刻が前回と異なっておりますので、お間違えのないようにご注意ください。）
2. 場 所 兵庫県伊丹市伊丹二丁目4番1号
A I ・ H A L L （アイホール）（伊丹市立演劇ホール）
（場所が前回と異なっておりますので、ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようにご注意ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第57期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第57期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 監査役1名選任の件
 - 第2号議案 補欠監査役2名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項
 1. 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
 2. インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
 3. インターネットと書面（郵送）の両方により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎その他の電子提供措置事項（交付書面非記載事項）について
本定時株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項は法令及び当社定款第15条第2項の定めにより、下記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトに掲載しておりますので、株主様へご送付している書面には記載しておりません。従いまして、株主様へご送付している書面は、監査役及び会計監査人が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

①連結計算書類の「連結注記表」 ②計算書類の「個別注記表」

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、下記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎その他、株主様へのご案内事項につきましては、下記インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。当社ウェブサイトより適宜最新情報をご確認くださいようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.seiryodenki.co.jp/ir-information/stock/meeting/>

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show/>



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



インターネットで議決権を行使される場合

次頁のご案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2023年6月27日(火曜日)
午後5時45分入力完了分まで



書面(郵送)で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案の賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2023年6月27日(火曜日)
午後5時45分到着分まで



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

2023年6月28日(水曜日)
午前11時(受付開始:午前10時)

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書
〇〇〇〇〇〇〇〇 御中
株主総会日 議決権の数 XX 股

X X X X 年 X X 月 X X 日

1. _____
2. _____

ログイン用QRコード
〇〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
見本
〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

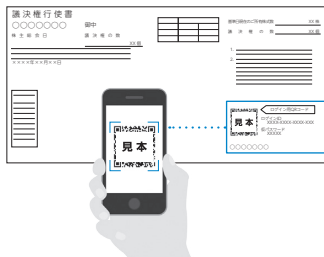
※議決権行使書用紙はイメージです。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

ログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。

「新しいパスワード」を入力

「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間 9：00～21：00)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 監査役1名選任の件

監査役池田篤義氏は、本定時株主総会終結の時をもって、辞任により退任されます。つきましては、その補欠として、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。補欠として選任されます監査役の任期は、当社定款の定めにより、退任する監査役池田篤義氏の任期の満了する時までとなります。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株 式 の 数
やま じ たけし 山 路 健 (1967年11月21日生)	2013年 8 月 ルネサスエレクトロニクス株式会社 日本ビル事業所企画本部経理・財務統括部第一事業経理部長 2014年10月 同社日本ビル事業所企画本部経理・財務 統括部計画部エキスパート 2015年11月 三菱電機株式会社入社 パワーデバイス製作所経理部原価課長 2021年 4 月 同社高周波光デバイス製作所総務部経理課長 2022年10月 同社関係会社部経営企画担当部長 (現任) (重要な兼職の状況) 三菱電機株式会社関係会社部経営企画担当部長	一 株

【社外監査役候補者とした理由】

三菱電機株式会社関係会社部の経営企画担当部長であり、出身事業会社において経理部門の責任者を務めるなど、財務及び会計に関する幅広い知見を有しております。これらの知識・経験により、取締役の職務の執行に関する監査機能を十分に発揮するなど社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外監査役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 山路健氏は社外監査役候補者であります。
3. 山路健氏は2015年11月から現在までの間、その他の関係会社である三菱電機株式会社の使用人であり、特定関係事業者の業務執行者であります。また、同氏はその期間、使用人としての給与を得ております。

4. 当社は、監査役に適切な人材の招聘を容易にし、その期待される役割を十分に発揮できるよう、定款に監査役との間で責任限定契約の締結を可能とする規定を設けております。本議案のご承認をいただき山路健氏が監査役に就任した場合、当該規定に基づき同氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額としております。
5. 当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、22頁に記載のとおりです。監査役候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
6. 監査役候補者の指名・選任を行うにあたっての方針と手続は、21頁に記載のとおりであります。

第2号議案 補欠監査役2名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。

補欠監査役候補者は次のとおりであり、稗田勝氏は社外監査役菱田信之氏の補欠候補者、第1号議案が原案どおり承認可決されることを条件として、稗直彦氏は社外監査役山路健氏の補欠候補者として選任をお願いするものであります。

なお、補欠監査役の選任の効力は、監査役就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

候補者 番 号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略 歴 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株 式 の 数
1	ひえだまさる 稗 田 勝 (1950年5月7日生) 社 外 独 立	1973年 4 月 株式会社神戸銀行（現 株式会社三井住友銀行）入行 1991年10月 株式会社太陽神戸三井銀行（現 株式会社三井住友銀行）我孫子支店長 1997年 6 月 株式会社さくら銀行（現 株式会社三井住友銀行）支店第三部長 1998年11月 同行大手町支店長 2000年 9 月 同行東京中央法人営業第二部長 2001年 6 月 神戸電鉄株式会社取締役 2007年 4 月 同社常務取締役 2012年 6 月 同社常勤監査役 2017年 6 月 当社社外監査役	一 株
【補欠の社外監査役候補者とした理由】 金融機関出身であり、財務及び会計に関する知見並びに事業会社の常務取締役及び監査役として携わった幅広い経営経験に基づく識見を有しております。また、2017年6月から2021年6月までの4年間にわたり当社の社外監査役として取締役の職務の執行に関する監査機能を十分に発揮するなど、適切な役割を果たしていただいたことから、補欠の社外監査役としての選任をお願いするものであります。			

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株 式 の 数
2	ひえ なお ひこ 稗 直 彦 (1968年7月21日生) 社 外	1991年 4 月 三菱電機株式会社入社 2011年11月 同社静岡製作所経理部原価課長 2016年 4 月 同社京都製作所経理部原価課長 2021年 4 月 同社経理部新制度グループマネージャー 2022年 4 月 同社関係会社部経営企画担当部長（現任） （重要な兼職の状況） 三菱電機株式会社関係会社部経営企画担当部長	— 株
【補欠の社外監査役候補者とした理由】 三菱電機株式会社関係会社部の経営企画担当部長であり、同社の経理部門において長年にわたり培ってきた財務及び会計に関する幅広い知見を有しております。これらの知識・経験により、社外監査役に就任した場合は、取締役の職務の執行に関する監査機能を十分に発揮するなど社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、補欠の社外監査役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。			

- (注) 1. 各補欠監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 稗田勝及び稗直彦の両氏は補欠の社外監査役候補者であります。
3. 当社は、稗田勝氏が監査役に就任した場合、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。なお、その独立性の判断基準は、会社法上の社外要件に加え、同取引所の定める独立性基準を充足することとしております。
4. 稗直彦氏は1991年4月から現在までの間、その他の関係会社である三菱電機株式会社の使用人であり、特定関係事業者の業務執行者であります。また、同氏はその期間、使用人としての給与を得ております。
5. 当社は、監査役に適切な人材の招聘を容易にし、その期待される役割を十分に発揮できるよう、定款に監査役との間で責任限定契約の締結を可能とする規定を設けております。稗田勝氏もしくは稗直彦氏が監査役に就任した場合、当該規定に基づき会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額としております。
6. 当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、22頁に記載のとおりです。各補欠監査役候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
7. 各補欠監査役候補者の指名・選任を行うにあたっての方針と手続は、21頁に記載のとおりであります。

以 上

事業報告

(2022年 4 月 1 日から
2023年 3 月 31日まで)

1. 当社グループの現況

(1) 経営理念・経営基本方針

当社グループは、経営理念・経営基本方針のもと、様々なステークホルダーに対する責任と対話を重視するとともに、更なる企業価値の向上を目指し取り組んでおります。

【経営理念】

西菱電機グループは、優れた「ビフォア」サービス・「イン」サービス・「アフター」サービスを通して、会社に係わるすべての人々に喜びを提供します。

【経営基本方針】

会社に係わるすべての人々との信頼関係を築き、情報通信ビジネスのOnly OneでNo.1を目指します。

- 1) 私たちは、魅力ある製品・サービスを通して、感動と喜びをお届けします。
- 2) 私たちは、グループ一体となって、「安心」と「信頼」の西菱品質をお届けします。
- 3) 私たちは、情熱を持って仕事に取り組み、家族や社会に誇れる会社を創ります。
- 4) 私たちは、グループのコミュニケーションを高め、活気ある会社を創ります。
- 5) 私たちは、企業価値を高め、永続的に成長・発展する企業を目指します。
- 6) 私たちは、すべての製品・サービスを通して、豊かで安心・安全・快適な社会の実現に取り組めます。
- 7) 私たちは、企業活動を通して、地域社会の発展と地球環境の保全に貢献します。
- 8) 私たちは、いかなる時も誠実に行動し、コンプライアンスを徹底します。

(2) 事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における国内経済は、新型コロナウイルス感染症の行動制限が徐々に緩和され、社会活動の正常化に向けた動きがみられる一方、資源・エネルギーや原材料価格の高騰が国民生活に大きく影を落としております。また、世界各国のインフレ抑制を目的とした金融引き締め等を背景に景気の下振れが懸念されるなど、先行きは依然不透明な状況にあります。

当社グループの関連する業界では、情報通信端末事業におきましては、大手通信事業者の販売インセンティブ（販売手数料）方針の変更により、携帯端末販売の収益性が大きく悪化するなど、厳しい状況が継続しております。情報通信システム事業では、頻繁に発生する豪雨災害や地震被害などから、国民の安心・安全な暮らしを守る社会インフラの整備・強化が継続しています。また、新型コロナウイルス感染症の拡大をきっかけとして、デジタル庁が主導するデジタル社会形成に向けたデジタル・トランスフォーメーション（DX）の促進、AIがさまざまなアプリケーションに組み込まれ活用が始まるなど、様々な分野における新技術の活用は、なお一層加速していくものと考えます。

このような状況のもと、当社グループの売上高は、IP無線（携帯電話網を活用した無線）機器の販売や三菱電機株式会社向けの受注は増加しましたが、携帯端末販売の販売台数や販売インセンティブの減少、官公庁向けシステムの受注減少などが影響し減収となりました。経常損益は、原価低減などの収益率改善や自粛による固定費の削減、費用抑制などに取り組みましたが、減収影響に加え、携帯端末販売の販売インセンティブ減少に伴う収益力の低下や、販売台数維持に向けた販売促進費用の増加、システム事業の競争激化による収益率低下により減益となりました。なお、「市町村防災行政無線システム」をはじめとした新規事業開発、規模拡大に向けた社内体制強化、販売促進などの積極的な投資は継続しております。

これらの結果、当連結会計年度の業績は、売上高170億24百万円（前年度比1.2%減）、営業利益10百万円（前年度は2億76百万円）、経常利益14百万円（同3億3百万円）となりました。親会社株主に帰属する当期純損失は、退職給付制度改定に伴う特別利益があったものの、固定資産の減損損失など特別損失の計上、繰延税金資産の取崩しなどにより3億26百万円（同親会社株主に帰属する当期純利益1億98百万円）となりました。

なお、期末配当につきましては、上記のとおり大幅な業績悪化により親会社株主に帰属する当期純損失を計上したこと、及び今後の財務状況を勘案した結果、誠に遺憾ではございますが無配とさせていただくことといたしました（1株につき10円の間配当を実施しておりますので、当連結会計年度の年間配当金は1株につき10円となります）。株主の皆様には深くお詫び申し上げますとともに、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

事業別の状況につきましては、次のとおりであります。

情報通信端末事業

連結業績は、前年度に比べ減収・減益となりました。

売上高は、携帯端末販売において端末価格上昇による買い控えなどから販売台数が減少したことや、大手通信事業者の方針変更による販売インセンティブの減少、店舗向け発券機システムの携帯端末販売店舗からの撤退により減収となりました。利益面では、販売インセンティブの減少を主因とした収益率の悪化、ショッピングモール内でのイベント開催やサテライト店の出店など、販売台数を維持するための販売促進投資が増加したことなどから減益となりました。

これらの結果、情報通信端末事業での売上高は68億17百万円（前年度比5.1%減）、営業利益は6億9百万円（前年度は6億68百万円）となりました。

情報通信システム事業

連結業績は、前年度に比べ増収・減益となりました。

売上高は、新型コロナウイルス対応や緊急防災・減災事業債の延長などによる官公庁の予算執行の遅れもあり、官公庁向けシステムの受注は減少しましたが、ソフトバンク株式会社と共同開発した当社製IP無線機「SoftBank A201SJ」の販売や、三菱電機株式会社向けの受注が増加し、増収となりました。利益面では、原価低減などによる収益率の改善に加え、固定費の抑制に取り組みましたが、競争激化などの影響で収益率が低下し、減益となりました。なお、「市町村防災行政無線システム」などへの開発投資は引き続き推進しております。

発券機システム事業につきましては、収益性が悪化し改善の見込みがないことから、協業会社である表示灯株式会社との間で事業譲渡契約を締結し、2023年4月1日付で事業譲渡いたしました。

これらの結果、情報通信システム事業の売上高は102億9百万円（前年度比1.6%増）、営業利益は7億71百万円（前年度は9億5百万円）となりました。

（注）2022年4月1日より、従来の「IoT事業」を「情報通信システム事業」に統合しました。

長引くコロナ禍で、ターゲット顧客の投資意欲の回復が見込めず、事業の選択と集中により、これまで培ったノウハウを当社グループの得意とするソリューションビジネスに活用・展開し、事業の再生とシナジー創出を目指してまいります。なお、情報通信システム事業における前年度比較は、前連結会計年度の数値を変更後の事業区分に組み替えた数値で表記しております。

事業別の概況

区 分	売上高(百万円)	前連結会計年度比 増減率(%)	構成比(%)
情 報 通 信 端 末 事 業	6,817	△5.1	40.0
情 報 通 信 シ ス テ ム 事 業	10,209	1.6	60.0
合 計	17,026	△1.2	100.0

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てております。

2. 各事業間の内部売上高または振替高 1 百万円を含めて表示しております。

② 設備投資の状況

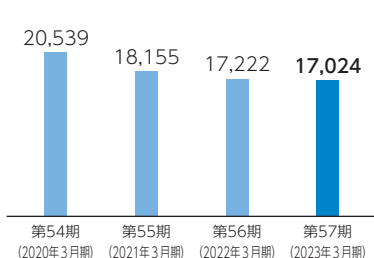
当連結会計年度の設備投資の総額は 1 億 97 百万円であります。その主なものは、三菱電機エンジニアリング株式会社の電子部品自動実装機の更新に係る資産や管理部門の業務システムの更新に係る資産等であります。

③ 資金調達の状況

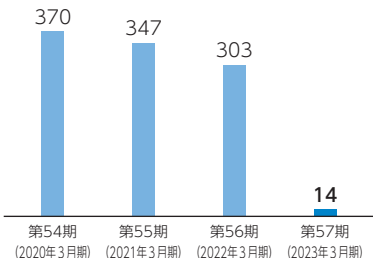
特定当座借越枠（コミットメントライン）を 2 行にて合計 25 億円設定しております。

(3) 財産及び損益の状況

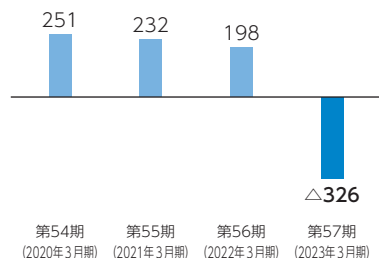
売上高 (単位：百万円)



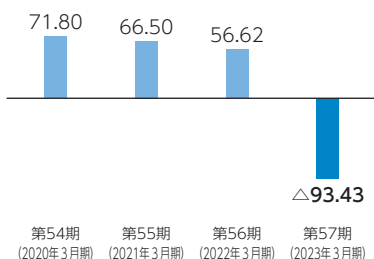
経常利益 (単位：百万円)



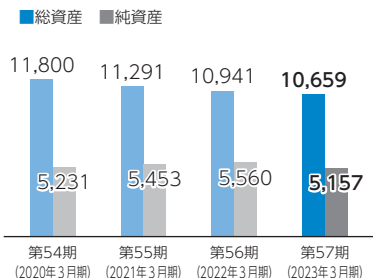
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



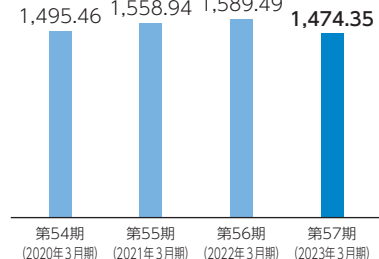
1株当たり当期純利益 (単位：円)



総資産/純資産 (単位：百万円)



1株当たり純資産額 (単位：円)



	第54期 (2020年3月期)	第55期 (2021年3月期)	第56期 (2022年3月期)	第57期 (2023年3月期) (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	20,539	18,155	17,222	17,024
経常利益 (百万円)	370	347	303	14
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△) (百万円)	251	232	198	△326
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	71.80	66.50	56.62	△93.43
総資産 (百万円)	11,800	11,291	10,941	10,659
純資産 (百万円)	5,231	5,453	5,560	5,157
1株当たり純資産額 (円)	1,495.46	1,558.94	1,589.49	1,474.35

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数は、いずれも自己株式を控除して算出しております。

(4) 対処すべき課題

当連結会計年度（2022年度）の業績は、大幅な事業環境の悪化に加え、多額の減損損失と繰延税金資産の取崩しにより、親会社株主に帰属する当期純損失を計上する大変厳しいものとなりました。またこれを受け、誠に遺憾ではございますが、期末配当を無配とさせていただきました（1株につき10円の間配当を実施しておりますので、当連結会計年度の年間配当金は1株につき10円となります）。株主の皆様には、大変なご迷惑とご心配をおかけいたしましたこと、改めて深くお詫び申し上げます。

当社グループは、最終損益赤字という経営成績を厳粛に受け止め、まずは赤字からの脱却を経営の最優先課題とし、役員・社員が全社一丸となって経営努力を積み重ね、黒字化を達成するとともに、株主の皆様のご期待に沿えるよう、早期の復配を実現してまいります。

当社グループを取り巻く環境は、大手通信事業者のインセンティブ方針の変更、部材不足・原材料高騰などによる収益悪化懸念など、様々なリスクはあるものの、厳しい環境にあった官公庁向けの防災案件は、緊急防災・減災事業債の予算執行本格化を背景に新たな需要が喚起され、復調の兆しが見られるなど、業績回復は必ずや成し遂げられると考えております。需要の着実な取り込みによる規模確保、当社製品の付加価値向上による利益率改善に加え、徹底した原価低減・経費削減により、業績の大幅回復に向け取り組みます。また、各種システム開発、新規市場・事業開拓など、未来をも見据えた投資も継続して行ってまいります。

そして更には、2023年度より始動する新中期経営計画につなげていくことで、さらなる成長を、持続的成長を実現できる西菱電機グループへと進化させ、株主の皆様、そしてステークホルダーの皆様へ価値を提供し続けてまいります。

情報通信端末事業

携帯端末販売では、大手通信事業者のインセンティブ方針変更による収益性悪化など、厳しい事業環境は今後も継続するとみております。このような状況のもと、これまでと同様にお客様にご満足いただき将来にわたりお選びいただける店舗創りに取り組むとともに、収益性確保のため、市場環境に適応した効率的なオペレーションで事業構造改革を進めてまいります。

携帯通信端末アフターサービスでは、引き続き生産性向上による収益力の向上、保有技術を活かした新たな市場領域の開拓に取り組めます。

情報通信システム事業

官公庁向けでは、防災・減災対策の充実、インフラ老朽化対策、DXの推進や緊急防災・減災事業債の予算執行本格化などにより、需要は増加するものとみております。このような中、各種防災行政無線システムや河川監視システムなどをはじめとする、防災・減災需要の取り込み、保守などストックビジネスの確保に取り組めます。

防災行政無線システムにつきましては、これまでに開発した「ハイブリッド同報無線システム」、スマートフォン活用防災アプリ「防災コンシェル」など、お客様のニーズにあった防災・減災に役立つソリューションを展開し、全国の市町村を中心とした新たな市場の取り込みを図ります。また、民間向けでは、当社製IP無線機「SoftBank A201SJ」の製品供給を滞りなく行うとともに、3G（第3世代移動通信システム）などサービス終了に伴う更新需要の取り込み、IP無線ソリューションの更なる付加価値向上、拡販に取り組めます。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金(百万円)	当社の議決権比率(%)	主要な事業内容
コムテックサービス株式会社	50	100	携帯情報通信端末の販売
西菱電機フィールディング株式会社	14	100	情報通信機器等の技術サービス
西菱電機エンジニアリング株式会社	60	100	無線通信機器等の開発、設計、製作並びに販売
鳥取西菱電機株式会社	10	100	無線通信機器等の開発、設計

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

③ その他の状況

当社は三菱電機株式会社の持分法適用の関連会社にあたり、同社は当社株式を812千株（議決権比率23.2%）保有しております。

なお、当社グループと当社との当連結会計年度の取引は、仕入高全体の6.4%、売上高全体の19.3%の割合を占めており、価格その他の取引条件は、市場の実勢を参考に折衝のうえ決定しております。

(6) 主要な事業内容（2023年3月31日現在）

当社グループは、当社及び連結子会社4社で構成されており、事業内容は次のとおりであります。

事業	主 要 業 務
情報通信端末事業	携帯情報通信端末の販売 携帯情報通信端末の修理再生
情報通信システム事業	官公庁向け情報通信機器及びシステムの販売並びに販売支援 民間会社向け情報通信機器及びシステムの製作及び販売 情報通信機器及びシステムの据付、保守、修理、運用等の技術サービス 無線通信機器及び制御盤等の開発、設計、製作並びに販売

(注) 情報通信システム事業のうち発券機システムの製作、販売及び保守運用業務につきましては、2023年4月1日をもって、表示灯株式会社へ譲渡いたしました。

(7) 主要な営業所（2023年3月31日現在）

① 当社の主要な事業所

名 称	所 在 地
本 店	兵庫県伊丹市
本 社 事 務 所	大阪市北区
猪 名 寺 事 業 所	兵庫県尼崎市
大 阪 支 社	大阪市北区
東 京 支 社	東京都港区
神 奈 川 営 業 所	横浜市西区
東 日 本 端 末 修 理 セ ン タ ー	東京都江東区

② 子会社

名 称	本 社 所 在 地
コ ム テ ッ ク サ ー ビ ス 株 式 会 社	大阪市北区
西 菱 電 機 フ ィ ー ル デ ィ ン グ 株 式 会 社	横浜市西区
西 菱 電 機 エ ン ジ ニ ア リ ン グ 株 式 会 社	兵庫県伊丹市
鳥 取 西 菱 電 機 株 式 会 社	鳥取県鳥取市

(8) 使用人の状況 (2023年3月31日現在)

① 当社グループの使用人の状況

使 用 人 数	前期末比増減
639 (231) 名	3名減 (13名減)

(注) 使用人数は就業人員で、正社員と受入出向者であります。また、臨時雇用者数は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
441 (156) 名	－ (6名減)	42.0歳	14.9年

(注) 使用人数は就業人員で、正社員と受入出向者であります。また、臨時雇用者数は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(9) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

借 入 先	借入額(百万円)
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	500
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	500

(10) その他当社グループの現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 株式の状況（2023年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 12,000,000株
- ② 発行済株式の総数 3,500,000株
- ③ 株主数 986名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持株数(株)	持株比率(%)
三 菱 電 機 株 式 会 社	812,000	23.21
合 同 会 社 ニ シ オ カ	800,000	22.87
西 菱 電 機 従 業 員 持 株 会	182,700	5.22
株 式 会 社 コ ン セ プ ト	180,000	5.15
西 岡 伸 明	104,000	2.97
海 山 智	84,000	2.40
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	68,300	1.95
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	48,000	1.37
吉 田 政 功	46,700	1.33
西 井 希 伊	43,800	1.25

（注）持株比率は、自己株式（1,832株）を控除して計算しております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対して交付した株式の状況

該当事項はありません。

(3) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2023年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	西 岡 伸 明	
代表取締役社長	西 井 希 伊	
常 務 取 締 役	神 田 達 也	事業全般・子会社管掌
取 締 役	金 井 隆	経営企画・財務担当
取 締 役	前 田 真 昭	人事総務・法務コンプライアンス・C S R 担当
取 締 役	小 西 新右衛門	小西酒造株式会社代表取締役社長
取 締 役	田 内 芳 信	
常 勤 監 査 役	竹 内 徹	コムテックサービス株式会社監査役 西菱電機フィールディング株式会社監査役 西菱電機エンジニアリング株式会社監査役 鳥取西菱電機株式会社監査役
監 査 役	菱 田 信 之	
監 査 役	池 田 篤 義	三菱電機株式会社神戸製作所経理部会計課長

- (注) 1. 取締役小西新右衛門及び田内芳信の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役菱田信之及び池田篤義の両氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役小西新右衛門、田内芳信及び監査役菱田信之の各氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、その独立性の判断基準は、会社法上の社外要件に加え、同取引所の定める独立性基準を充足することとしております。
4. 監査役菱田信之及び池田篤義の両氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・監査役菱田信之氏は、金融機関出身であり支店長・営業部長の要職を歴任するなど、実務に携わっていたほか、事業会社の代表取締役として経営に携わった経験があります。
 - ・監査役池田篤義氏は、事業会社の経理部門において長年にわたる経理業務の経験を有しており、また、上場企業での社外監査役の経験もあります。現在、三菱電機株式会社神戸製作所経理部会計課長を務めております。

5. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動

- (1) 就任
該当事項はありません。
- (2) 退任
該当事項はありません。
- (3) 取締役の地位・担当等の異動

氏 名	異 動 前	異 動 後	異 動 年 月 日
神 田 達 也	取 締 役 (事業全般・子会社担当)	常 務 取 締 役 (事業全般・子会社管掌)	2022年6月28日

6. 当事業年度末日後の取締役及び監査役の異動

- (1) 就任
該当事項はありません。
- (2) 退任
該当事項はありません。
- (3) 取締役の地位・担当等の異動
該当事項はありません。

7. 株主総会に付議する、取締役及び監査役候補者の指名・選任を行うにあたっての方針と手続は、以下のとおりであります。

- (1) 指名方針
 - ・取締役候補者
当社の業務内容に精通するとともに業界内外における豊富な人脈や幅広い知識を兼ね備え、適切な意思決定や経営判断が行えること。また、経営に必要となる知識や経験を有し、適切なリスク管理を行うことができること。
 - ・社外取締役候補者
業務執行の機動性の観点から、企業経営における幅広い経験と知見に基づく経営判断力があること、もしくは、専門分野の知見を有し、公平・中立な立場から客観的に当社経営に対して監督・助言ができること。
 - ・監査役候補者
当社の業務内容に精通した常勤者のほか、財務及び会計に関する相当程度の知見を有すること、もしくは法令や定款の遵守、財務・会計等の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言が行えること。
- (2) 指名手続
 - ・取締役候補者
代表取締役社長が原案を提出し、取締役会にて決定しております。
 - ・監査役候補者
代表取締役社長が監査役会とあらかじめ協議して候補者を選定、監査役会の同意を得て代表取締役社長が原案を提出し、取締役会にて決定しております。

(2) **責任限定契約の内容の概要**

当社は、社外取締役及び監査役に適切な人材の招聘を容易にし、その期待される役割を十分に発揮できるよう、定款に取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間で責任限定契約の締結を可能とする規定を設けております。当該規定に基づき、当社と各社外取締役及び各監査役とは、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額としております。

(3) **補償契約の内容の概要等**

該当事項はありません。

(4) **役員等賠償責任保険契約の内容の概要等**

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者の範囲を当社における取締役、執行役員及び監査役並びにすべての子会社における取締役及び監査役としており、その保険料を全額各社が負担しております。

当該保険契約の填補の対象は法律上の損害保険金、争訟費用としており、故意または重過失に起因する損害賠償請求は当該保険契約により填補の対象とはなりません。

(5) **取締役及び監査役の報酬等**

① 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬額は、2008年6月25日開催の第42回定時株主総会において年額300百万円以内とし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないと決議しております。当該株主総会終結時の取締役の員数は8名です。

監査役の報酬額は、2006年6月27日開催の第40回定時株主総会において年額60百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時の監査役の員数は3名です。

② 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年1月22日開催の社外取締役・社外監査役を含む取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を以下のとおり決議しております。当該決議に際しては、その方針の内容を出席者に説明するとともに、出席者の意見を尊重し、十分に審議を尽くしたうえで決議しております。

イ. 取締役の報酬等の基本方針

当社の取締役の報酬等は、企業価値の持続的向上を図るために業績に連動したインセンティブ重視の報酬体系となるよう設計し、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえて適正な評価を行うことにより、業績向上に資することを基本方針としております。

取締役（社外取締役を除く）の報酬体系は、より業績との連動性を高めた月額報酬制度としております。具体的には、役位に応じた基本報酬に、前事業年度の業績に応じて支給額を算定する業績報酬を加算して固定報酬を決定する報酬体系としております。

なお、社外取締役は、監督機能強化の観点から基本報酬のみとしております。

ロ. 取締役（社外取締役を除く）の報酬等に関する方針

当社の取締役（社外取締役を除く）の固定報酬は、毎月固定額を支払う月額報酬とし、個人別の報酬等の額の全部を占めます。基本報酬は、同業・同規模の他社水準も参考に、役割・役位及び代表権の有無等の職責に基づき決定しております。業績報酬は、業績に対する責任と報酬との関連性を明確にするため、会社業績のほか、各人の貢献度・経営能力・功労をはじめとする個人の業績を総合的に考慮して決定しております。

ハ. 社外取締役の報酬等に関する方針

当社の社外取締役の固定報酬は、毎月固定額を支払う月額報酬とし、個人別の報酬等の額の全部を占めます。各社外取締役の報酬は、監督機能強化の観点から基本報酬のみとし、同業・同規模の他社水準も参考に、役割・役位等の職責に基づき決定しております。

二. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

当社の取締役の個人別の報酬額は、取締役会の決議に基づき代表取締役2名（代表取締役会長・代表取締役社長）がその具体的内容の決定について委任を受けるものとし、その権限の内容は各取締役の基本報酬の額及び業績報酬の額としております。取締役会における委任の決定に際しては、その報酬体系、考え方、算定方法等も含めて出席者に説明するとともに、出席者の意見を尊重し、十分に審議を尽くしたうえで決議しております。取締役会は、当該権限が代表取締役2名によって適切に行使されるよう、人事総務担当取締役の方針に基づく原案作成を諮問し、上記の委任を受けた代表取締役は人事総務担当取締役が作成した答申を踏まえて決定しております。

③ 監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

監査役の報酬については、2022年7月22日開催の監査役会において監査役の協議により以下のとおり決定しております。

- ・ 当社の監査役の報酬は、基本報酬のみで構成される固定報酬としております。固定報酬は、毎月固定額を支払う月額報酬とし、個人別の報酬等の額の全部を占めます。基本報酬は、常勤・非常勤の別及び業務分担の状況等を勘案して決定しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額(百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)	員数(名)
		固定報酬	
取 締 役	196	196	7
監 査 役	19	19	2
合 計 (うち社外役員)	216 (18)	216 (18)	9 (3)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 当事業年度中に在任していた社外役員の員数は4名ですが、無支給の社外監査役が1名いるため、支給員数は3名となります。
3. 取締役会の決議による取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項
- (1) 委任を受けた者の氏名、地位
代表取締役会長 西岡伸明・代表取締役社長 西井希伊
- (2) 委任された権限の内容、理由等
取締役会は、各取締役の固定報酬を構成する基本報酬の額及び業績報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等も勘案しつつ、各取締役について評価を行うには、代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたり、取締役会は、当該権限が代表取締役2名によって適切に行使されるよう、人事総務担当取締役に方針に基づく原案作成を諮問し、人事総務担当取締役が作成した答申を踏まえて決定しております。
4. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等が当該方針に沿うものであると判断した理由
取締役の個人別の報酬等の決定に当たっては、取締役会の出席者に報酬体系、考え方、算定方法等を説明するとともに、出席者の意見を尊重し十分に審議を尽くしたうえで代表取締役2名（代表取締役会長 西岡伸明・代表取締役社長 西井希伊）への具体的内容の決定についての委任が決議され、取締役会より人事総務担当取締役に個人別の報酬原案の作成を諮問し、その答申を踏まえて報酬額を決定しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

(6) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職の状況等（2023年3月31日現在）

地 位	氏 名	兼 職 先 名	兼 職 の 内 容	関 係
取 締 役	小 西 新右衛門	小西酒造株式会社	代表取締役社長	当社と同社との間には特別の関係はありません。
取 締 役	田 内 芳 信	—	—	—
監 査 役	菱 田 信 之	—	—	—
監 査 役	池 田 篤 義	三菱電機株式会社	神戸製作所 経理部会計課長	特定関係事業者の業務執行者であります。同社との間に販売・据付・修理・保守点検等の取引関係があります。

② 社外役員の主な活動状況

氏 名	出 席 状 況	発言状況及び社外役員に期待される役割に関して行った職務の概要
小 西 新右衛門	[取締役会] 12／13回（92％）	2015年6月に当社社外取締役役に就任以降、長年にわたる企業経営の経験等により培われた事業運営に関する知見や見識から意見を述べるなど、経営から独立した客観的・中立的な立場で、経営全般の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行い、取締役会における経営判断及び意思決定の過程において重要な役割を果たしております。
田 内 芳 信	[取締役会] 13／13回（100％）	2018年6月に当社社外取締役役に就任以降、電気通信事業の営業から技術に至る要職を歴任して培われた幅広い知見や見識から意見を述べるなど、経営から独立した客観的・中立的な立場で、経営全般の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行い、取締役会における経営判断及び意思決定の過程において重要な役割を果たしております。
菱 田 信 之	[取締役会] 13／13回（100％） [監査役会] 12／12回（100％）	2021年6月に当社社外監査役に就任以降、金融機関において培われた財務及び会計に関する知見及び事業会社の役員として携わった幅広い経営経験に基づく識見から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため適宜発言を行っております。また、定期的に開催される監査役会に出席し、監査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項について、意見の表明を行いました。
池 田 篤 義	[取締役会] 12／13回（92％） [監査役会] 12／12回（100％）	2020年6月に当社社外監査役に就任以降、事業会社の経理部門での勤務経験及び上場企業の社外監査役で培われた財務及び会計に関する知見から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため適宜発言を行っております。また、定期的に開催される監査役会に出席し、監査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項について、意見の表明を行いました。

(注) 上表の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び定款の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が3回、会社法第372条第1項の規定に基づく取締役会への報告の省略が1回ありました。

＜ご参考＞ 取締役の専門性と経験

各取締役の主な専門性と経験は、次のとおりであります。

氏名 (地位)	企業経営 経営戦略	内部統制 ガバナンス	財務・会計	法務・ コンプライアンス	人事・ 人材開発	営業・ マーケティング	研究開発・ 生産・品質
西岡 伸明 (代表取締役会長)	●	●		●	●	●	
西井 希伊 (代表取締役社長)	●	●			●	●	●
神田 達也 (常務取締役)	●	●				●	●
金井 隆 (取締役)	●	●	●				
前田 真昭 (取締役)	●	●		●	●		
小西 新右衛門 (社外取締役)	●	●			●	●	●
田内 芳信 (社外取締役)	●	●			●	●	●

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る報酬等の額

区 分	報酬等の額(百万円)
当社が支払うべき報酬等の額	28
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等の額について監査役会が同意した理由

監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、かつ報告を受け、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、及び報酬見積の算出根拠等を確認し、検討した結果、これらについて適切であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行いました。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決議内容の概要は、以下のとおりです。

① 当社取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社取締役は、会社法第355条の忠実義務が職務執行の根幹をなすものであると認識し、法令及び定款の遵守を基礎として経営方針を策定するとともに、これらを具体的に体系化した社内規則集を作成し、イントラネットで全社に公開します。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「稟議規則」「情報資産管理規程」「文書管理規程」その他の関連社内規則に基づき、取締役会議事録、稟議書その他の取締役の職務の執行に係る情報の記録は、保存場所・情報セキュリティ・保存方法・保存年数等を定めて担当部門が保存及び管理を行い、取締役及び監査役が容易に閲覧することができるようにします。

③ 損失の危険に関する規程その他の体制

「危機管理規則」に基づきコンプライアンス違反、環境、品質、災害、情報セキュリティ等に係る全社横断的なリスクにつき、平時において社長を委員長とする「危機管理委員会」及びその傘下の「安全衛生委員会」「情報セキュリティ委員会」等において現状把握及び対応策の検討・策定を行い、危機防止策を各部門の長の責任において実施します。

万一これらの事態が発生した場合には、「危機管理規則」「事業継続計画（BCP）」等に基づき社長を本部長とする対策本部の設置、対策チームの設置、適確な広報の実施等により事業を継続し、損害を最小限に抑える方策を実施します。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行の効率化を図るため、次のような施策を実施します。

- イ. 中期経営計画及び年度経営計画を策定し経営目標を具体化することにより、取締役の業務執行の迅速化及び効率化を図ります。
- ロ. 独立した社外取締役を選任し、職務執行に対する監督機能を充実し、経営に対する助言を得ることにより、取締役の職務執行がより効率的に行えるようにします。

- ハ. 取締役会において執行役員を選任し、業務執行における決定権限を大幅に委譲して業務を迅速に行うとともに、「職務分掌規則」及び「職務権限規則」により各部門の長の権限を明確化し、重複を防ぎ効率的に業務を遂行します。また、毎月開催する「執行役員会議」において経営課題を討議し共有化します。
- 二. 金融商品取引法第24条の4の4に規定する財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制（財務報告に関する内部統制）を構築し運用します。

⑤ 社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（コンプライアンス体制）

当社はコンプライアンスを経営方針の重要な柱とし、この方針は経営理念に基づく「経営基本方針」及び「社員行動指針」に明記し、社内研修等により全社に浸透を図っています。

コンプライアンス体制の整備のため、次のような施策を実施します。

- イ. 「コンプライアンス行動指針」を制定し、職務執行におけるコンプライアンスについて具体的な指針を示し、社内に周知します。
- ロ. 「コンプライアンス基本規則」を中心に「就業規則」「営業規則」等の基本的な社内規則にコンプライアンスに関する規定を整備するとともに、個人情報保護、インサイダー取引等防止、安全衛生管理、内部通報制度、安全保障輸出管理、内外の公務員等に対する贈賄防止その他のコンプライアンスの実効性を担保するための個別の社内規則を制定・運用します。
- ハ. コンプライアンスの重要性及び社内規則の内容を周知徹底するための従業員等に対する社内教育を実施します。
- 二. 外部の弁護士及び内部監査部門を通報窓口とする内部通報制度を整備し運用します。本制度は、当社グループの社員及び役員、退職者に対しても適用されます。
- ホ. 社長直属の内部監査部門による内部監査を継続的に実施し、指摘事項については被監査部門に対して社長名で改善指示を行い、履行状況のフォローアップを行います。
- ヘ. 反社会的勢力との関係を遮断し今後も取引その他一切の関係を持たないことを、「コンプライアンス行動指針」に明記し、契約書へ反社会的勢力排除に関する条項を規定するなど徹底した運用を行います。

⑥ 企業グループとして子会社の業務の適正を確保するための体制

当社と4つの子会社（すべて完全子会社）は、経営理念及びこれに基づく「経営基本方針」、「社員行動指針」を共有し、当社は、企業グループとしての業務の適正を確保するために、子会社に対し次のような施策を実施します。

- イ. 子会社に対し企業グループの一員としての適正な管理を行うとともに、その経営の自主性を尊重し、子会社との取引においてはその利益を害することがないように留意します。

- ロ. 「関係会社管理規則」に基づき、子会社の取締役の業務執行状況について所管部門を通じて当社所管取締役に対し随時報告が行われ、必要に応じて当社取締役会に報告されます。また、毎月開催される当社「執行役員会議」において各所管部門より子会社の業績等が報告されます。
- ハ. 子会社は当社の「安全衛生委員会」及び「情報セキュリティ委員会」に出席し、情報と問題意識を共有します。また、子会社の危機管理に関する体制構築を、規則の制定等につき指導します。
- ニ. 企業グループとして経営計画を策定し、子会社についても経営目標及び予算を設定することにより、子会社がグループの一員として効率的な業務執行を行うことができるようにします。
- ホ. 子会社の監査役には、当社監査役または専門的な知見を有する社員が兼務し、当社と一体として監査を行います。また、「関係会社管理規則」に基づき、当社内部監査部門が子会社に対して内部監査を実施します。
- ヘ. 子会社においてコンプライアンス体制の整備を推進し、必要な社内規則の制定・施行、教育の実施等を指導します。

⑦ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は監査役会設置会社であり、監査役が監査の実効性を確保するため、次のような施策を実施します。なお、監査役を補助するスタッフは現在設置していませんが、監査役より設置の申し出があった場合は、その身分の独立性・指示の実効性も含めた対応を検討します。

- イ. 監査役会が制定する「監査役会規則」、「監査役監査基準」及び「内部統制システムに係る監査の実施基準」を社内規則と位置付け、社内規則集に掲載し全社に周知することにより、監査役が監査を円滑に行えるようにします。
- ロ. 監査役は、社外取締役と定期的に情報・意見を交換することにより経営課題を共有化します。
- ハ. 監査役は、当社内部監査部門及び子会社監査役と定期的に情報を交換することにより、当社及び子会社の業務執行の状況について報告を受けるとともに、情報を共有化します。
- ニ. 監査役は、当社及び子会社の取締役及び従業員から直接必要な報告を受けることができ、また報告した者はそのことを理由として不利益な扱いを受けることはありません。
- ホ. 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理については、当該職務の執行に必要なものを除き、監査役と協議した手続きに従い当社がその費用を負担します。
- ヘ. 監査役は、「執行役員会議」をはじめとする重要な会議に出席することにより、当社及び子会社の具体的な職務執行の状況を直接把握することができる等、必要な追加情報を容易に得ることができます。

(2) 業務の適正を確保するための体制についての運用状況の概要

当事業年度における当社グループの業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

① コンプライアンスに関する体制

経営理念に基づく「経営基本方針」及び「社員行動指針」にコンプライアンス遵守を明記するとともに、経営トップがコンプライアンスの重要性を繰り返し発信し、率先してグループ全社への徹底を図っております。

その他、役員及び社員を対象に集合教育・e-ラーニングや社内イントラネットを活用したコンプライアンス教育を継続して行っております。

さらに、法令や社内規則違反等の早期発見及び未然防止を目的に、内部通報制度を導入し社内外に内部者通報相談窓口を設置しております。通報・相談があった場合は、内部監査部門が調査を行い、当該調査結果を社長及び監査役に報告する運用を行っております。

内部監査（財務報告に関する内部統制監査を除く。）については、重要な事業テーマから監査対象を選定し監査を実施しております。その結果は監査報告書により社長に報告され、指摘事項については社長名で改善指示を行っております。なお、前事業年度の指摘事項についてはフォローアップを行うことで改善が図られております。当社取締役は、会社法第355条の忠実義務が職務執行の根幹をなすものであると認識し、法令及び定款の遵守を基礎として経営方針を策定するとともに、これらを具体的に体系化した社内規則集を作成し、イントラネットで全社に公開しております。

② リスク管理に関する体制

危機管理に関して当事業年度において、安全衛生委員会2回、安全衛生会議・危機管理会議10回（その他、各事業所及び子会社において職場安全衛生会議を毎月開催）、情報セキュリティ委員会1回開催しております。

また、「危機管理規則」に基づき、会社経営に影響を及ぼす危機が発生した場合は、直ちに危機対策本部を立ち上げるなど、適切かつ迅速に対応できる体制を整えております。

さらに、サイバー攻撃や情報セキュリティ事故などのインシデント発生時の対応に関する基本方針として「CSIRT（シーサート）管理規程」を制定し、これに基づき、インシデント対応体制「SEC-CSIRT」を構築しました。

「事業継続計画（BCP）」については、災害発生時などの緊急事態における社内体制やインフラ整備等の見直しを行いました。引き続き、事業活動の継続、及び早期の再開を可能とする体制の構築を進めてまいります。

③ 取締役の職務執行の効率性に関する体制

執行役員制度を導入しており、執行役員に権限の委譲を行い、意思決定の迅速化及び効率化を図るなど、経営改革の推進に取り組んでおります。

また、月次単位で開催している執行役員会議で、執行役員が当社企業グループの年度計画や業績等の進捗確認、対応策などの経営課題を討議し共有化を図っております。

④ 企業グループとして子会社の業務の適正を確保するための体制

子会社の業績及び経営課題は、当社取締役会及び執行役員会議において報告され共有化されています。当社「安全衛生委員会」及び「情報セキュリティ委員会」には子会社代表がすべて出席しております。また、当社監査役がすべての子会社の監査役を兼務することにより効率的な監査を行える体制となるとともに、当社内部監査部門により、すべての子会社を対象に監査を実施し、その監査結果を基に子会社に対するフォローアップを行うことで指導事項の改善が図られております。また、子会社において、コンプライアンス体制の整備に必要な社内規則の制定を行いました。今後、法改正等による変更が生じた場合は、対応してまいります。

⑤ 監査役監査の実効性に関する体制

監査役と社外取締役との意見交換会は2回、監査役（子会社の監査役兼務者1名を含む）と内部監査部門との連絡会は10回開催しました。監査役は、各部門（子会社を含む）に対する往査を行い、業務遂行の状況について報告を受け、必要な説明を求めるなどの情報共有を行うとともに、執行役員会議、子会社の取締役会をはじめとする重要な会議に出席したほか、各会議議事録等の情報を確認しました。なお、監査役が職務の執行に支払った費用は速やかに処理しております。

(参考) コーポレートガバナンスに関する基本方針

当社は、企業価値を永続的に高め、すべての利害関係者に貢献するために、経営の効率性を追求し、社会的責任を果たすことが重要であると考えます。このために経営の監督機能と執行機能を明確化するとともに、情報開示の迅速化に努めております。これにより経営上の意思決定、執行に係るコーポレートガバナンスを有効に機能させ内部統制機能を強化すると同時に、経営の透明性及び健全性の確保を推進しております。さらには、法令・社内規則の順守及び企業倫理をも含め、従業員等への社内教育制度を充実し、コンプライアンスに対する意識の周知徹底・強化に取り組んでおります。

~~~~~  
(注) この事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目                | 金 額           | 科 目                    | 金 額           |
|--------------------|---------------|------------------------|---------------|
| <b>(資 産 の 部)</b>   |               | <b>(負 債 の 部)</b>       |               |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>8,745</b>  | <b>流 動 負 債</b>         | <b>5,234</b>  |
| 現 金 及 び 預 金        | 975           | 支 払 手 形 及 び 買 掛 金      | 2,907         |
| 受 取 手 形            | 114           | 契 約 負 債                | 302           |
| 売 掛 金              | 5,683         | 短 期 借 入 金              | 1,000         |
| 契 約 資 産            | 367           | 未 払 法 人 税 等            | 26            |
| 商 品 及 び 製 品        | 521           | 賞 与 引 当 金              | 342           |
| 仕 掛 品              | 438           | 短 期 解 約 損 失 引 当 金      | 1             |
| 原 材 料              | 418           | 製 品 保 証 引 当 金          | 4             |
| そ の 他              | 225           | 工 事 補 償 引 当 金          | 32            |
| 貸 倒 引 当 金          | △0            | そ の 他                  | 616           |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>1,914</b>  | <b>固 定 負 債</b>         | <b>267</b>    |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>822</b>    | 資 産 除 去 債 務            | 80            |
| 建 物 及 び 構 築 物      | 392           | 繰 延 税 金 負 債            | 105           |
| 機 械 装 置 及 び 運 搬 具  | 6             | そ の 他                  | 81            |
| 工 具 、 器 具 及 び 備 品  | 143           | <b>負 債 合 計</b>         | <b>5,502</b>  |
| 土 地                | 278           | <b>(純 資 産 の 部)</b>     |               |
| 建 設 仮 勘 定          | 1             | <b>株 主 資 本</b>         | <b>5,147</b>  |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>200</b>    | 資 本 金                  | 523           |
| ソ フ ト ウ ェ ア        | 175           | 資 本 剰 余 金              | 498           |
| ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定  | 24            | 利 益 剰 余 金              | 4,126         |
| そ の 他              | 0             | 自 己 株 式                | △1            |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>891</b>    | その他の包括利益累計額            | 10            |
| 投 資 有 価 証 券        | 54            | その他有価証券評価差額金           | 17            |
| 退 職 給 付 に 係 る 資 産  | 280           | 退職給付に係る調整累計額           | △7            |
| 繰 延 税 金 資 産        | 45            | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>5,157</b>  |
| そ の 他              | 538           | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>10,659</b> |
| 貸 倒 引 当 金          | △27           |                        |               |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>10,659</b> |                        |               |

連結損益計算書

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金   | 額      |
|-----------------|-----|--------|
| 売上高             |     | 17,024 |
| 売上原価            |     | 12,405 |
| 売上総利益           |     | 4,619  |
| 販売費及び一般管理費      |     | 4,608  |
| 営業利益            |     | 10     |
| 営業外収益           |     |        |
| 受取利息及び配当金       | 2   |        |
| 保険事務手数料         | 1   |        |
| 助成金収入           | 3   |        |
| その他             | 5   | 12     |
| 営業外費用           |     |        |
| 支払利息            | 2   |        |
| 支払手数料           | 3   |        |
| 固定資産除却損         | 1   |        |
| 雇用助成金           | 1   |        |
| その他             | 0   | 8      |
| 経常利益            |     | 14     |
| 特別利益            |     |        |
| 退職給付制度改定益       | 189 | 189    |
| 特別損失            |     |        |
| 減損損失            | 138 |        |
| 店舗閉鎖損失          | 16  | 154    |
| 税金等調整前当期純利益     |     | 49     |
| 法人税、住民税及び事業税    | 22  |        |
| 法人税等調整額         | 353 | 376    |
| 当期純損失           |     | 326    |
| 親会社株主に帰属する当期純損失 |     | 326    |

## 連結株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                          | 株 主 資 本 |           |           |         |        |
|--------------------------|---------|-----------|-----------|---------|--------|
|                          | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株主資本合計 |
| 当 期 首 残 高                | 523     | 498       | 4,540     | △1      | 5,561  |
| 当 期 変 動 額                |         |           |           |         |        |
| 剰 余 金 の 配 当              | —       | —         | △87       | —       | △87    |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純損失 (△)  | —       | —         | △326      | —       | △326   |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額 (純額) | —       | —         | —         | —       | —      |
| 当 期 変 動 額 合 計            | —       | —         | △414      | —       | △414   |
| 当 期 末 残 高                | 523     | 498       | 4,126     | △1      | 5,147  |

|                          | その他の包括利益累計額      |                  |                   | 純 資 産 合 計 |
|--------------------------|------------------|------------------|-------------------|-----------|
|                          | その他有価証<br>券評価差額金 | 退職給付に係<br>る調整累計額 | その他の包括<br>利益累計額合計 |           |
| 当 期 首 残 高                | 12               | △13              | △1                | 5,560     |
| 当 期 変 動 額                |                  |                  |                   |           |
| 剰 余 金 の 配 当              | —                | —                | —                 | △87       |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純損失 (△)  | —                | —                | —                 | △326      |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額 (純額) | 5                | 5                | 11                | 11        |
| 当 期 変 動 額 合 計            | 5                | 5                | 11                | △402      |
| 当 期 末 残 高                | 17               | △7               | 10                | 5,157     |

# 貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額          | 科 目                 | 金 額          |
|-----------------|--------------|---------------------|--------------|
| <b>(資産の部)</b>   |              | <b>(負債の部)</b>       |              |
| <b>流動資産</b>     | <b>8,071</b> | <b>流動負債</b>         | <b>4,786</b> |
| 現金及び預金          | 675          | 買掛金                 | 2,677        |
| 受取手形            | 114          | 契約負債                | 302          |
| 売掛金             | 5,142        | 短期借入金               | 1,000        |
| 約束手形            | 226          | リース負債               | 0            |
| 商品及び製品          | 232          | 未払金                 | 206          |
| 仕掛材             | 269          | 未払費用                | 154          |
| 原材料             | 218          | 未払法人税等              | 24           |
| 前払費用            | 71           | 未払消費税等              | 76           |
| 前払入金            | 71           | 前払受取引当金             | 19           |
| 関係会社短期貸付金       | 975          | 賞与引当金               | 38           |
| 倒引当金            | 74           | 短期解約損失引当金           | 248          |
|                 | △0           | 製品保証引当金             | 1            |
| <b>固定資産</b>     | <b>1,624</b> | 工事補償引当金             | 2            |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>449</b>   | <b>固定負債</b>         | <b>266</b>   |
| 建物              | 315          | 長期未払金               | 53           |
| 構築物             | 1            | 資産除税負債              | 75           |
| 機械及び装置          | 1            | 繰上金                 | 111          |
| 車両運搬具           | 0            | 繰上金の                | 26           |
| 工具、器具及び備品       | 64           | <b>負債合計</b>         | <b>5,052</b> |
| 土地              | 64           |                     |              |
| 建設仮勘定           | 1            | <b>(純資産の部)</b>      |              |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>205</b>   | <b>株主資本</b>         | <b>4,625</b> |
| 特許権             | 0            | 資本剰余金               | 523          |
| ソフトウェア          | 180          | 資本剰余金               | 498          |
| ソフトウェア仮勘定       | 24           | 資本剰余金               | 498          |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>968</b>   | <b>利益剰余金</b>        | <b>3,604</b> |
| 投資有価証券          | 54           | 利益剰余金               | 106          |
| 関係会社株           | 195          | その他利益剰余金            | 3,498        |
| 出資              | 1            | 別途積立金               | 3,450        |
| 前払年金費用          | 303          | 繰越利益剰余金             | 48           |
| 差入保証金           | 405          | <b>自己株式</b>         | <b>△1</b>    |
| 倒引当金            | 36           | <b>評価・換算差額等</b>     | <b>17</b>    |
|                 | △27          | <b>その他有価証券評価差額金</b> | <b>17</b>    |
| <b>資産合計</b>     | <b>9,695</b> | <b>純資産合計</b>        | <b>4,643</b> |
|                 |              | <b>負債・純資産合計</b>     | <b>9,695</b> |

## 損 益 計 算 書

(2022年 4 月 1 日から  
2023年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                     | 金 額 |        |
|-------------------------|-----|--------|
| 売 上 高                   |     | 13,227 |
| 売 上 原 価                 |     | 9,583  |
| 売 上 総 利 益               |     | 3,643  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |     | 3,693  |
| 営 業 損 失                 |     | 50     |
| 営 業 外 収 益               |     |        |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金       | 65  |        |
| 保 険 事 務 手 数 料           | 1   |        |
| 助 成 金 収 入               | 0   |        |
| そ の 他                   | 2   | 70     |
| 営 業 外 費 用               |     |        |
| 支 払 利 息                 | 2   |        |
| 支 払 手 数 料               | 3   |        |
| 雇 用 助 成 納 付 金           | 1   |        |
| そ の 他                   | 0   | 7      |
| 経 常 利 益                 |     | 12     |
| 特 別 利 益                 |     |        |
| 退 職 給 付 制 度 改 定 益       | 189 | 189    |
| 特 別 損 失                 |     |        |
| 減 損 損 失                 | 110 | 110    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |     | 91     |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 11  |        |
| 法 人 税 等 調 整 額           | 325 | 337    |
| 当 期 純 損 失               |     | 245    |

# 株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                             | 株 主 資 本 |       |              |           |              |               |              |      |             |
|-----------------------------|---------|-------|--------------|-----------|--------------|---------------|--------------|------|-------------|
|                             | 資 本 金   | 資本剰余金 |              | 利 益 剰 余 金 |              |               |              | 自己株式 | 株主資本<br>合 計 |
|                             |         | 資本準備金 | 資本剰余金<br>合 計 | 利益準備金     | その他利益剰余金     |               | 利益剰余金<br>合 計 |      |             |
|                             |         |       |              |           | 別 途<br>積 立 金 | 繰越利益<br>剰 余 金 |              |      |             |
| 当 期 首 残 高                   | 523     | 498   | 498          | 106       | 3,450        | 381           | 3,937        | △1   | 4,957       |
| 当 期 変 動 額                   |         |       |              |           |              |               |              |      |             |
| 剰余金の配当                      | —       | —     | —            | —         | —            | △87           | △87          | —    | △87         |
| 当 期 純 損 失<br>( △ )          | —       | —     | —            | —         | —            | △245          | △245         | —    | △245        |
| 株主資本以外<br>の項目の当期<br>変動額(純額) | —       | —     | —            | —         | —            | —             | —            | —    | —           |
| 当期変動額合計                     | —       | —     | —            | —         | —            | △332          | △332         | —    | △332        |
| 当 期 末 残 高                   | 523     | 498   | 498          | 106       | 3,450        | 48            | 3,604        | △1   | 4,625       |

|                             | 評価・換算差額等         |                | 純 資 産 合 計 |
|-----------------------------|------------------|----------------|-----------|
|                             | その他有価証<br>券評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |           |
| 当 期 首 残 高                   | 12               | 12             | 4,970     |
| 当 期 変 動 額                   |                  |                |           |
| 剰余金の配当                      | —                | —              | △87       |
| 当期純損失<br>( △ )              | —                | —              | △245      |
| 株主資本以外<br>の項目の当期<br>変動額(純額) | 5                | 5              | 5         |
| 当期変動額合計                     | 5                | 5              | △327      |
| 当 期 末 残 高                   | 17               | 17             | 4,643     |

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2023年5月11日

三菱電機株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
神戸事務所  
指定有限責任社員 公認会計士 三 浦 宏 和  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 濱 中 愛  
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三菱電機株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱電機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2023年5月11日

西菱電機株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
神戸事務所  
指定有限責任社員 公認会計士 三 浦 宏 和  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 濱 中 愛  
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、西菱電機株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第57期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第57期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担を含む監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針及び監査計画に従い、取締役、監査室及びその他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会、執行役員会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役、監査役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役、監査室及びその他の使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(令和3年11月16日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月12日

西菱電機株式会社 監査役会

常勤監査役 竹 内 徹 ㊟

監査役（社外監査役） 菱 田 信 之 ㊟

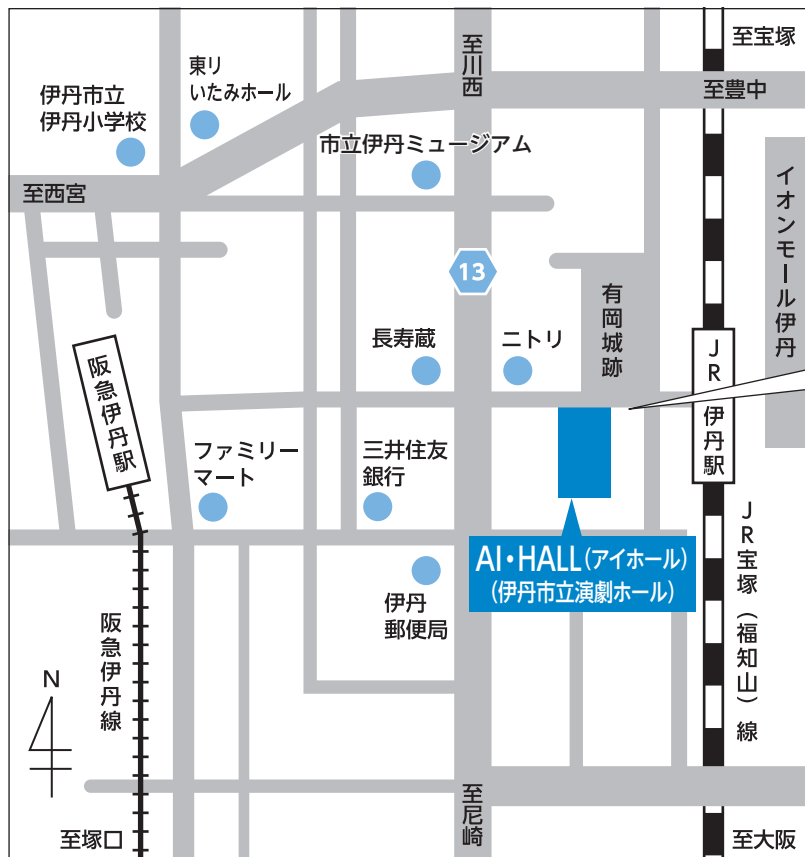
監査役（社外監査役） 池 田 篤 義 ㊟

# 株主総会会場 ご案内図

## AI・HALL (アイホール) (伊丹市立演劇ホール)

兵庫県伊丹市伊丹二丁目4番1号 電話：072-782-2000

- ご出席の株主様へのお土産はございません。何卒ご理解のほどお願い申し上げます。
- 場所が前回と異なっておりますので、ご来場の際はお間違えのないようお願い申し上げます。



### 交通機関

阪急伊丹線（神戸本線塚口駅経由）

「伊丹駅」より

東へ徒歩 約10分

JR宝塚（福知山）線

「伊丹駅」(改札口)より

西へ徒歩 約2分

ご照会先／西菱電機株式会社 総務部

〒530-0003 大阪市北区堂島二丁目4番27号 JRE堂島タワー

電話：06-6345-4160



地球にやさしい  
ベジタブルインキを  
使用しています。